

健高施第2590号
令和7年11月25日

開設法人代表者様
関係施設管理者様

横浜市健康福祉局高齢施設課長

令和7・8年度 ショートステイの本入所への転換について

1はじめに

「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、ショートステイを本入所へ転換をすることとしています。このたび、特別養護老人ホームの入所定員を確保するため、ショートステイの本入所への転換を希望する事業者を募集します。

2転換方針

令和7・8年度の2か年で、特養に併設されたショートステイ又は社会福祉法人が運営するショートステイセンターの本入所への転換を実施します。

詳細は、「令和7・8年度 ショートステイの本入所への転換方針」をご覧ください。

3応募方法・手続き

転換の応募と財産処分手続きが必要です。必要書類等の詳細は下記ホームページよりご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/20151208195723.html>

(1) 転換の応募

横浜市電子申請・届出システムによる 応募締切：令和7年12月23日（火）

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/725eb213-b80a-4d25-afca-c3b8278596bb/start>

※締切を過ぎての応募は一切できませんのでご注意ください。

(2) 財産処分手続き

電子メールによる 応募締切：令和7年12月23日（火）

提出先：健康福祉局高齢施設課施設整備係 (kf-tokuyouseibi@city.yokohama.lg.jp)

4 提出書類

「令和7・8年度 ショートステイの本入所転換計画書 必要書類一覧」のとおり

5 今後のスケジュール

「令和7・8年度 ショートステイの本入所への転換方針」のとおり

【問合せ先】

横浜市健康福祉局高齢施設課

転換に関すること：特別養護老人ホーム担当

TEL：045-671-3923

E-MAIL：kf-tokuyou@city.yokohama.lg.jp

財産処分に関すること：施設整備係

TEL：045-671-4119

E-MAIL：kf-tokuyouseibi@city.yokohama.lg.jp